

# 入院時食事自己負担についてのお知らせ

令和7年4月1日から国の健康保険法等の規定に基づき、入院中の食事の自己負担金額が下記の通りとなっております。

## 記

(1食につき)

1 一般 510円

(ただし、標準負担額超過措置に該当する方は、260円で据え置き)

2 低所得Ⅱ (市町村民税非課税世帯等)

90日以下の入院 240円

90日を超える入院 190円

3 低所得Ⅰ (老齢福祉年金受給者) 110円

\*市町村民税が非課税世帯であるかは、住所地の役所でお尋ね下さい。

\*非課税世帯の方は、限度額認定証を提出またはマイナンバーカードで  
受付をして下さい。

\*ご不明な点につきましては、ご遠慮なくお尋ね下さい。

令和7年4月1日

医療法人 祥風会 甘木病院

院長 吉良 健太郎